

令和4年度（2022年度）  
袖ヶ浦市一般廃棄物処理実施計画  
〔ごみ処理実施計画〕  
〔生活排水処理実施計画〕

令和4年3月

袖ヶ浦市



## 目 次

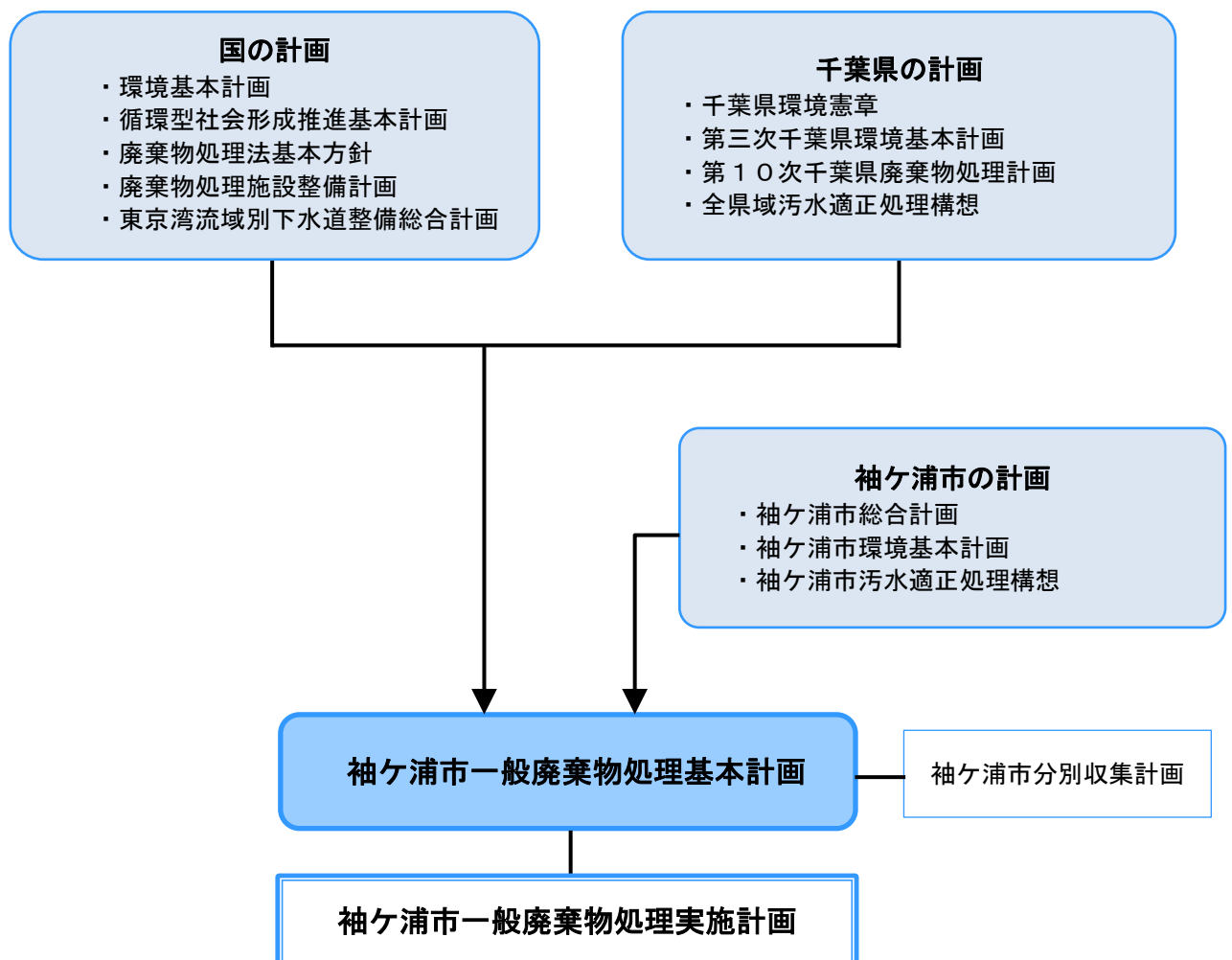
第1	総則.....	- 1 -
1	本計画の位置付け.....	- 1 -
2	計画区域.....	- 2 -
3	計画期間.....	- 2 -
4	計画の対象とする廃棄物.....	- 2 -
第2	ごみ処理実施計画.....	- 3 -
1	ごみの排出量及び処理量の見込み.....	- 3 -
2	排出抑制・分別排出計画.....	- 5 -
	(1) 家庭系ごみの排出抑制・分別排出.....	- 6 -
	(2) 事業系ごみの排出抑制・分別排出.....	- 8 -
	(3) 環境教育、啓発活動.....	- 8 -
3	収集・運搬計画.....	- 10 -
	(1) 収集運搬する一般廃棄物の区分等.....	- 10 -
	(2) 家庭ごみの収集運搬計画.....	- 11 -
	(3) 資源物の収集運搬計画.....	- 15 -
	(4) 排出禁止物.....	- 17 -
	(5) 事業系ごみの収集運搬計画.....	- 18 -
	(6) 動物の死体の収集運搬計画.....	- 19 -
	(7) 市が認めた産業廃棄物の収集運搬計画.....	- 19 -
	(8) 一般廃棄物収集運搬業許可（ごみ）.....	- 20 -
4	中間処理計画.....	- 21 -
	(1) 中間処理の概要.....	- 21 -
	(2) 中間処理の方法.....	- 21 -
	(3) 中間処理施設の概要.....	- 24 -
	(4) 一般廃棄物処分業許可.....	- 25 -
5	最終処分計画.....	- 26 -
	(1) 最終処分の概要.....	- 26 -
	(2) 市が委託する最終処分.....	- 26 -
	(3) 最終処分場の概要.....	- 27 -
第3	生活排水処理実施計画.....	- 28 -
1	抑制・処理促進計画.....	- 28 -

(1) 環境教育、啓発活動.....	- 28 -
(2) 合併処理浄化槽への転換促進.....	- 28 -
2 収集運搬計画.....	- 28 -
(1) 収集運搬する一般廃棄物の区分等.....	- 28 -
(2) 収集運搬の方法.....	- 28 -
(3) 一般廃棄物収集運搬業許可（し尿・浄化槽汚泥）.....	- 29 -
3 中間処理計画.....	- 29 -
(1) 中間処理の方法.....	- 29 -
(2) 施設の概要.....	- 30 -
4 最終処分計画.....	- 30 -
(1) 最終処分の概要.....	- 30 -
(2) 市が委託する最終処分.....	- 30 -
(3) 市が行う最終処分.....	- 30 -
(4) 最終処分場の概要.....	- 30 -

# 第 1 総則

## 1 本計画の位置付け

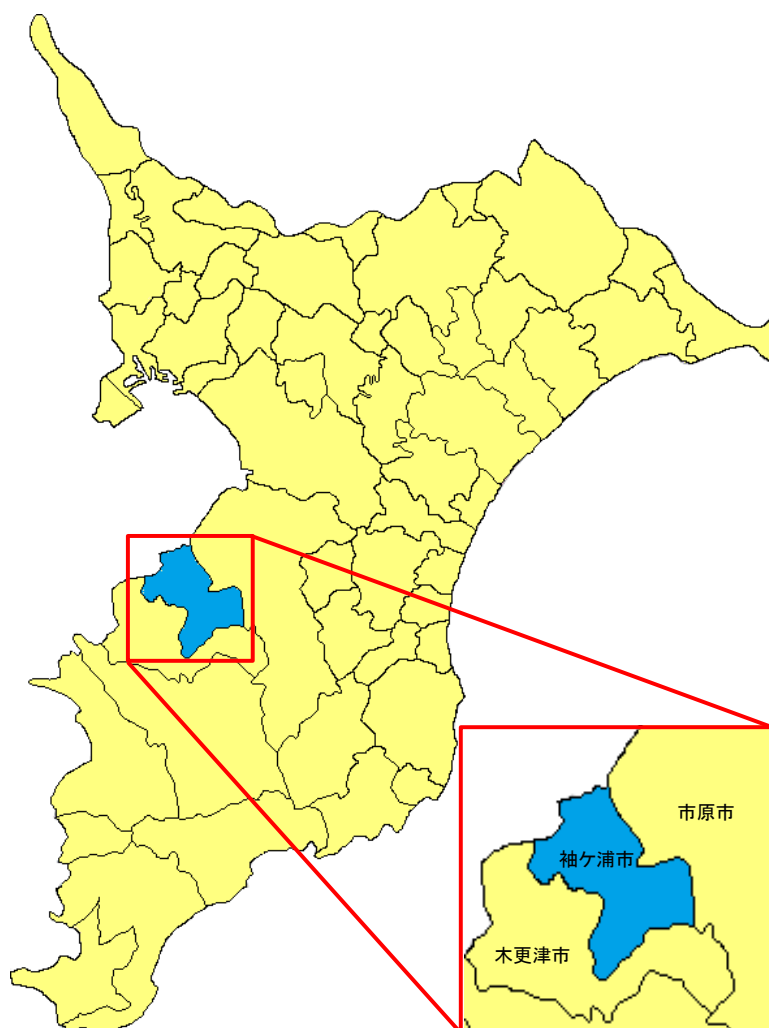
本計画は、袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画・生活排水処理基本計画）に基づき、本市の区域内で発生する一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するとともに、廃棄物を減量、資源化するために必要な、一般廃棄物の排出の状況、処理主体、収集計画、中間処理計画及び最終処分計画等に関して必要な事項を定めるものです。



図：一般廃棄物処理実施計画と他の計画等との関係

## 2 計画区域

袖ヶ浦市全域



図：計画区域図

## 3 計画期間

令和4年（2022年）4月1日から令和5年（2023年）3月31日まで

## 4 計画の対象とする廃棄物

本計画の対象とする廃棄物は、本市で発生する一般廃棄物（ごみ・生活排水）とします。なお、生活排水には、し尿及び浄化槽汚泥を含むものとします。

## 第2 ごみ処理実施計画

### 1 ごみの排出量及び処理量の見込み

令和4年度ごみの排出量及び処理量の見込み

行政区域内人口（外国人を含む） 【令和4年1月1日現在】		65,360 人	
ごみ排出量	家庭系 ごみ	① 燃せるごみ	11,553 トン
		② 燃せないごみ・有害ごみ	185 トン
		③ 資源物	1,362 トン
		④ 粗大ごみ	882 トン
		⑤ 計 ①+②+③+④	13,982 トン
	一人1日あたりの家庭系ごみ（資源物を除く） 排出量（※1）		529 グラム/人・日
	事業系 ごみ	⑥ 燃せるごみ	4,861 トン
		⑦ その他一般廃棄物	154 トン
		⑧ 計 ⑥+⑦	5,015 トン
	合計	⑨ 燃せるごみ ①+⑥	16,414 トン
		⑩ その他一般廃棄物 ②+③+④+⑦	2,583 トン
⑪ ごみ排出量 ⑤+⑧ （令和3年度計画）		18,997 トン (19,459 トン)	
資源回収量	⑫ 資源回収自治会事業		1,400 トン
	⑬ 団体回収（家庭系）		200 トン
	⑭ 団体回収（事業系）		500 トン
	合計 ⑫+⑬+⑭ （令和3年度計画）		2,100 トン (2,200 トン)
ごみ総排出量	⑮ 家庭系ごみ総排出量 ⑤+⑫+⑬		15,582 トン
	⑯ 事業系ごみ総排出量 ⑧+⑭		5,515 トン
	ごみ総排出量 ⑮+⑯ （令和3年度計画）		21,097 トン (21,659 トン)
	一人1日あたりのごみ総排出量（※2） （令和3年度計画）		884 グラム/人・日 (914 グラム/人・日)
ごみ処理量	袖ヶ浦クリー ンセンター	資源化量	1,362 トン
		処理困難物等処理委託量	40 トン
	KCS（※3）	中間処理委託量	19,638 トン
ごみ資源化量	資源回収	自治会回収+団体回収	2,100 トン
	資源化	袖ヶ浦クリーンセンター排出	1,362 トン
		KCS排出（溶融スラグ・メタル）	2,204 トン
	計		5,666 トン
リサイクル率		26.9 %	
最終処分量	KCS溶融飛灰最終処分量		693 トン
その他	小動物（犬・ねこ等）の死体		325 体

※1 一人1日あたりの家庭系ごみ（資源物を除く）排出量(グラム)

＝家庭系ごみ（資源物を除く）排出量(トン)×1,000,000(グラム)÷行政区域内人口(人)÷365日

なお、一人1日あたりのごみ排出量については、数値目標としなくなったことから、掲載していません。

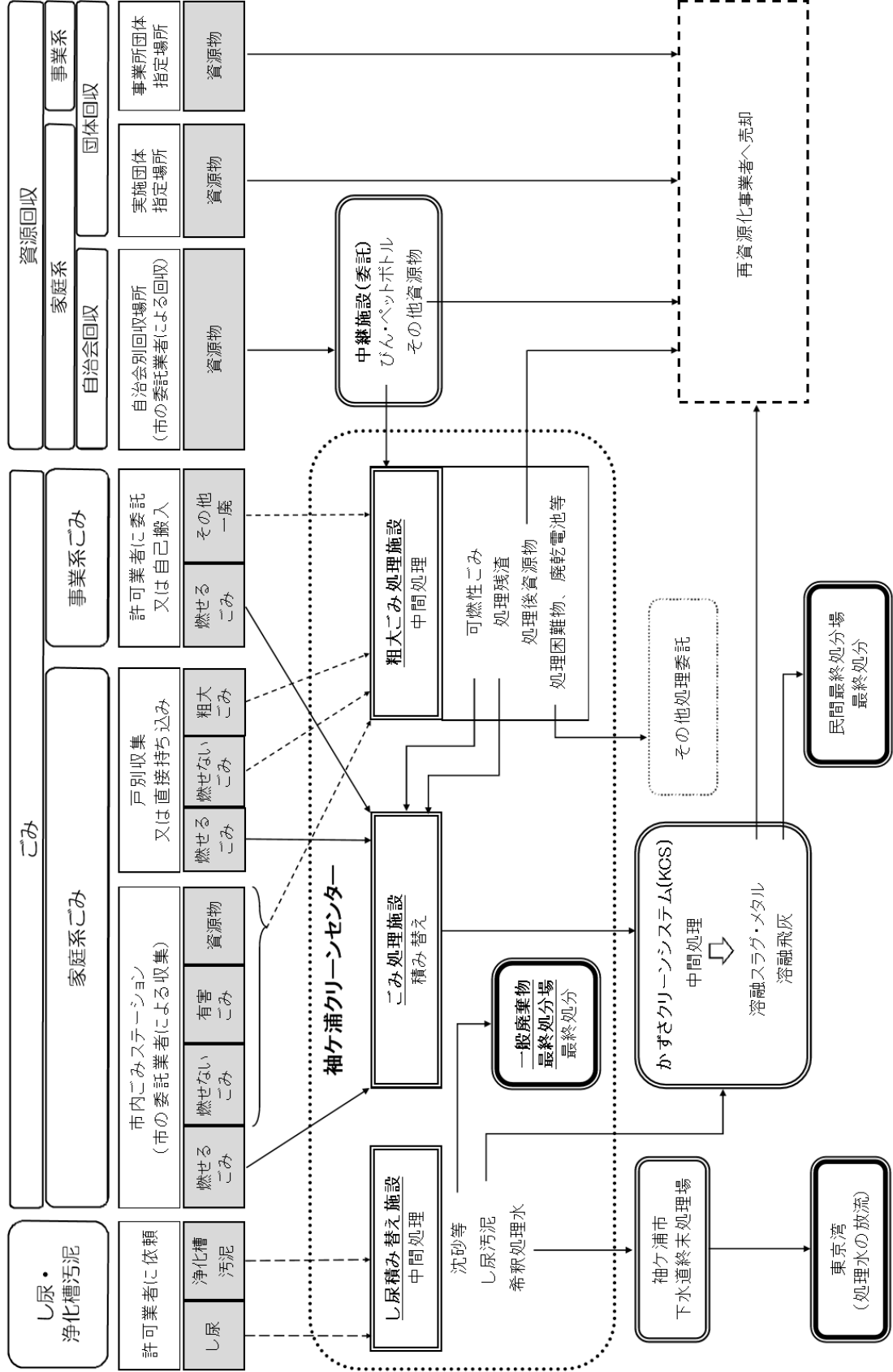
※2 一人1日あたりのごみ総排出量(グラム)

＝ごみ総排出量(トン)×1,000,000(グラム)÷行政区域内人口(人)÷365日

※3 KCS…かずきクリーンシステム



# ごみ・し尿等処理フロー



## 2 排出抑制・分別排出計画

### (1) 家庭系ごみの排出抑制・分別排出

事業名	事業概要
<p>ごみ指定袋制度 平成13年(2001年) 7月開始</p>	<p>家庭ごみ処理を有料化することにより、費用負担の軽減からごみを減量しようとする動機付けを行い、家庭ごみ排出量の抑制と資源化の推進を図ります。</p> <p>令和4年度ごみ指定袋製造予定枚数 燃せるごみ専用 : 4,850,000枚 燃せないごみ専用 : 175,000枚</p> <p>令和4年度ごみ指定袋販売予定枚数 燃せるごみ専用 : 4,764,000枚 燃せないごみ専用 : 292,000枚</p>
<p>粗大ごみ有料化制度 平成25年(2013年) 10月開始</p>	<p>令和4年度粗大ごみ処理券印刷予定枚数 : 0枚 令和4年度粗大ごみ処理券販売予定枚数 : 5,600枚</p>
<p>生ごみ肥料化容器等購入設置助成金制度 平成3年(1991年) 4月開始</p>	<p>各家庭で生ごみを肥料として再利用し、生ごみの減量化を図る生ごみ肥料化容器の普及を促進するため、助成金交付制度を実施します。</p> <p>令和4年度補助予定件数 : 容器50基、機械式26基</p>
<p>ごみ減量化・資源化協力店制度 平成7年(1995年) 10月開始</p>	<p>簡易包装の推進や買い物袋持参運動などごみの減量化・資源化に積極的に取り組んでいる販売店を「ごみ減量化・資源化協力店」として認定します。</p> <p>令和4年度末協力店予定件数 : 10店舗</p>
<p>剪定枝粉碎機の貸し出し 平成19年(2007年) 6月開始</p>	<p>家庭から排出される剪定枝(切枝)等の減量化・資源化を図ろうとする市民に、剪定枝粉碎機を無料で貸し出します。</p> <p>令和4年度保有台数 : 9台</p>
<p>資源回収団体事業 昭和61年(1986年)度 開始</p>	<p>家庭から発生するごみを資源として再利用する事業で、資源の回収を行っているPTA・子供会等の団体に対し、資源回収活動の活性化を図るため、その回収量に応じて助成金を交付します。</p> <p>令和4年3月末登録見込団体数 : 15団体 令和4年度年間回収予定量 : 700トン</p>
<p>資源回収自治会事業 平成5年(1993年) 10月開始</p>	<p>市民の自主的なごみ資源化活動を活性化するため、その回収量に応じて助成金を交付します。資源回収事業に参加する自治会には、資源の分別指導、回収場所の管理等を行う廃棄物減量等推進員を1名委嘱し、資源回収の実効性を高めます。</p> <p><b>【回収品目】</b> ガラスびん(無色、茶色、その他の色)、</p>

	<p>空き缶類（スチール缶、アルミ缶）、ペットボトル、古布類、古紙（新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑がみ）、廃食用油、ペットボトルキャップ</p> <p>令和4年度年間回収予定量：1,400トン</p>
<p>使用済小型家電リサイクル 平成26年（2014年） 10月開始</p>	<p>家庭ごみの中から対象となる使用済小型家電を選別し、適正なりサイクルを実施する認定事業者へ引き渡すことで、資源の循環的利用を図ります。</p> <p>令和4年度年間回収予定量：48トン</p>
<p>枝草類の資源化事業 平成30年（2018年） 5月開始</p>	<p>搬入された枝草類等を資源物の一時保管施設であるストックヤードに一時保管後、資源化処理業者に引き渡すことで、資源の循環利用を図ります。</p>
<p>障がい者へのごみ出し ルール周知</p>	<p>音読ボランティアによるごみの出し方分け方のCD配布、聴覚障害者へのFAXによる粗大ごみ受付を継続して実施します。</p>
<p>ごみカレンダーの配布</p>	<p>広告主の協賛により寄贈されている「ごみカレンダー」について、自治会・賃貸住宅管理会社の協力を得て配布し、ごみ収集日の周知を図ります。</p>
<p>ごみガイドブックの作成 平成25年（2013年） 10月開始 平成28年（2016年） 10月改定 令和2年（2020年） 12月改定</p>	<p>平成25年度に、「ごみと資源物の正しい分け方・出し方ガイドブック」を作成し、ごみ減量化・資源化の啓発と適正処理の周知を図りました。次いで平成28年度には、平成26年度から開始した使用済小型家電の分別収集方法を追加し、「ごみと資源物ガイドブック」に名称等を改定し、全世帯配布を行い、改めてごみ資源化・減量化の啓発と適正処理の周知を図りました。</p> <p>令和2年度は掲載されている各種データの更新であることから、全世帯配布は行いませんでした。</p> <p>今後も必要に応じ改正を行い、ごみ資源化・減量化の啓発と適正処理の周知啓発を図ります。</p>
<p>外国人へのごみ出しルール 周知 平成27年（2015年） 11月開始</p>	<p>外国語版「ごみの分け方出し方リーフレット」（英語・韓国語・中国語）により、在住外国人にもごみ減量化・資源化の啓発と適正処理の周知を図ります。</p>
<p>家庭系ごみ処理手数料（指定袋）の見直し</p>	<p>より一層のごみ排出抑制と分別収集の推進及び再生利用を図るためのひとつの手段として、経済的な動機を活用した排出抑制効果が期待できる家庭系ごみ処理手数料の見直しを実施します。</p> <p>また、排出者の利便性を考慮し、ごみ指定袋のサイズについても併せて検討します。</p>

## (2) 事業系ごみの排出抑制・分別排出

事業名	事業概要
一般廃棄物排出事業者への減量化・資源化指導徹底	事業活動に伴って発生するごみは、事業所内での排出抑制に努め、ごみとして排出する場合においても、資源物は分別を徹底し、民間の資源回収業者へ分別排出するよう「事業系ごみ適正処理ガイド」の周知徹底を図るとともに、不適正排出の事業者に対する指導を徹底します。
事業用大規模建築物を所有する事業者への指導	市内に事業用大規模建築物を所有又は占有する事業者は、市条例に基づき、減量化・資源化計画書等の提出を義務づけ、ごみの減量化・資源化及び適正な処理に取り組むよう指導を行います。(※)
事業所によるリサイクル活動の支援 平成3年(1991年) 10月開始	事業所等から排出される一般廃棄物について、資源化及び再利用によりリサイクル社会の実現を目指します。(袖ヶ浦ワークス・リサイクル会)

※ 事業用大規模建築物の定義

- (1) 小売業、飲食業及び旅館業用建築物で、同一敷地内の延床面積(住居用除く)の合計が1,000平方メートル以上
- (2) 上記以外の事業用建築物で、同一敷地内の延床面積(住居用除く)の合計が3,000平方メートル以上

## (3) 環境教育、啓発活動

### ア 家庭ごみに関する啓発

「ごみと資源物ガイドブック」について、転入手続きの際に市役所及び行政センターで配布するとともに、市ホームページにもガイドブックを掲載し、ごみの排出方法について周知を図ります。

また、「広報そでがうら」やSNS等においても、ごみ排出のルール徹底や、ごみ減量化・資源化等の情報提供を定期的に行います。

### イ 市民向け普及啓発講座の実施

ごみの減量やリサイクル意識を生活習慣として定着させるため、市民向け普及啓発講座を実施し、ごみの減量化や資源化に向けた意識の向上を図ります。

また、市職員出前講座(教育委員会所管事業)においても、引き続き、ごみ減量化・資源化のメニューを組み込み、環境教育に積極的に取り組みます。

### ウ 事業系ごみに関する啓発

事業所に対しては、産業廃棄物と事業系一般廃棄物の違いや、事業所内での減量化・資源化対策を講じるよう「事業系ごみ適正処理ガイド」を配布します。

- エ 袖ヶ浦クリーンセンター施設見学  
環境意識の向上を図るため、市内小学校を中心に袖ヶ浦クリーンセンターの施設見学を行います。
- オ 廃棄物問題に関する講座等の実施  
廃棄物を取り巻く実情について、より理解を深めるため、ごみの排出状況や最終処分の現状を説明し、ごみの減量化や資源化の重要性についての講座等を実施します。
- カ 食品ロス削減についての啓発  
食品ロスを削減するため、削減方法の取り組みや「3010運動」の啓発等を行います。
- キ ごみ減量化・資源化のリーフレット作成  
家庭ですぐに取り組むことができるごみ減量化・資源化の方法について、適宜リーフレットを作成し、啓発を行います。
- ク ごみカレンダーの配布  
広告主の協賛により寄贈されているごみカレンダーについて、引き続き、自治会・賃貸住宅管理会社の協力を得て配布し、ごみ分別のルール及び収集日の周知を図ります。
- ケ 各種回収ボックスでの回収  
市内事業者より寄贈された雑がみ回収ボックスを令和3年9月に市役所、令和4年3月に平川公民館に設置し、雑がみのリサイクルの啓発及び資源化を図ります。  
また、プリンター用インクカートリッジについても、クリーンセンター内に回収ボックスを設置し、リサイクルについて啓発及び資源化を図ります。
- コ 子供服のリユース企画「ガウラの古着屋さん」の実施  
令和3年度に実施した「ガウラの古着屋さん」を継続し、古着として活用することで、ごみの減量化を図ります。

### 3 収集・運搬計画

#### (1) 収集運搬する一般廃棄物の区分等

##### ア 家庭系一般廃棄物

区分		収集場所	収集頻度	収集運搬主体
燃せるごみ		集積場所	週3回	市(委託)
燃せないごみ		集積場所	週1回	市(委託)
有害ごみ		集積場所	月1回	市(委託)
粗大ごみ		戸別収集	随時	市(委託)
		袖ヶ浦クリーンセンター	随時	排出者(自己搬入)
資源物	ガラスびん	集積場所	週1回	市(委託)
	空き缶類	集積場所	週1回	市(委託)
	ペットボトル	集積場所	週1回	市(委託)
	古布類	集積場所	週1回	市(委託)
	古紙	集積場所	週1回	市(委託)

※ すべての収集において、祝日（5月3日及び9月23日を除く）及び年始（戸別収集は年末を含む）は収集しません。

※ 燃せないごみ、ガラスびん、空き缶類は、同一の収集日に同一車両で収集します。

※ 有害ごみは、毎月第4週において収集します。ただし、収集日が祝日の場合は、翌週の同一曜日に振り替えて収集します。

※ ペットボトル、古布類、古紙は、同一の収集日に同一車両で収集します。

##### イ 事業系一般廃棄物

区分	収集頻度	収集運搬主体
事業系一般廃棄物	随時	排出事業者(自己搬入)又は許可者
資源物	随時	排出事業者(自己搬入)又は許可者

##### ウ 動物の死体

区分	収集頻度	収集運搬主体
犬・ねこ等の死体	随時	排出者(自己搬入)又は許可者

##### エ 市長が認めた産業廃棄物

区分	収集頻度	収集運搬主体
農業用ビニール(マルチ)	随時	排出者による自己搬入

## (2) 家庭ごみの収集運搬計画

### ア 収集運搬の方法

家庭ごみの排出者は、「ごみと資源物ガイドブック」に従い、家庭から出るごみを正しく分別し、燃せるごみ・燃せないごみは、「袖ヶ浦市指定ごみ袋」に入れ、有害ごみは透明または半透明の袋に入れて、集積場所に収集日の朝8時までに排出します。

集積場所に排出された家庭ごみは、市が委託した収集運搬業者が定期的に収集し、中間処理施設へ搬入します。

ただし、粗大ごみは、戸別収集もしくは袖ヶ浦クリーンセンターへ自己搬入することとしています。

### 令和4年度地区別ごみ・資源物の収集日

地区 分類	区等自治会の名称	収集 地区 番号	燃せる ごみ	燃せ ない ごみ	ガラス びん 空き缶 類	ペット ボトル 古布類 古紙	有害 ごみ
昭和 地区	奈良輪第1分区 奈良輪第2分区 奈良輪第3分区 奈良輪第4分区 奈良輪第6分区 袖ヶ浦駅前1丁目 袖ヶ浦駅前2丁目 高須区 富士見台自治会 牧場団地自治会 神納まきば台自治会 奈良輪小学校前自治会	1	月・水・金	月	月	木	月
	坂戸市場区 袖ヶ浦シーハイツ自治会 今井3丁目なぎさ自治会 初崎自治会 アクア自治会	4	月・水・金	木	木	月	木
	奈良輪第5分区 福王台自治会	2	月・水・金	火	火	金	火
	神納一区、向谷下自治会	5	月・水・金	金	金	火	金
	神納東区	10	火・木・土	金	金	火	金
長浦 地区	今井区 今井中央自治会 今井東自治会 蔵波第1分区 ミアール千葉袖ヶ浦自治会 長浦駅前7丁目自治会 長浦県営自治会 長浦若葉自治会 久保田新屋敷分区 久保田迎村分区 久保田白根分区 久保田渋田分区 久保田浜宿分区 浜宿団地自治会 久保田ベイヒルズ自治会 スカイヒルズ自治会 久保田パークサイド自治会 寒沢南自治会	8	火・木・土	水	水	土	水
	蔵波第2分区 蔵波第3分区 蔵波台3丁目自治会 蔵波台若草東自治会 蔵波台若草西自治会 蔵波台7丁目自治会	9	火・木・土	木	木	月	木

	蔵波第4分区	10	火・木・土	金	金	火	金
	蔵波第5分区 外野区 上久保田自治会 久保田笠上分区 代宿区 橋東分区	11	火・木・土	土	土	水	土
	橋西分区 橋西萩原公園前自治会 橋西第四自治会 フォレストヴィレッジ自治会 神納2452番地周辺地区	3	月・水・金	水	水	土	水
	蔵波台1丁目自治会 蔵波台みどり自治会 蔵波台2丁目自治会 蔵波台4丁目自治会 蔵波県営住宅自治会	6	火・木・土	月	月	木	月
	蔵波台5丁目自治会	12	火・木・土	月	月	水	月
	長浦駅前1丁目自治会 長浦駅前2丁目自治会 長浦駅前3丁目自治会 長浦駅前4丁目自治会	2	月・水・金	火	火	金	火
	長浦駅前5丁目自治会 長浦駅前6丁目自治会 長浦駅前8丁目自治会 長浦駅前市営住宅	5	月・水・金	金	金	火	金
根形 地区	飯富区 下新田区 三ツ作区 大曾根区 野田区 市営飯富団地自治会	11	火・木・土	土	土	水	土
	のぞみ野第1自治会	1	月・水・金	月	月	木	月
	勝区 のぞみ野第2自治会	6	火・木・土	月	月	木	月
平岡 地区	永地区	1	月・水・金	月	月	木	月
	野里区 花房平自治会 大山田自治会	3	月・水・金	水	水	土	水
	上泉第1分区	4	月・水・金	木	木	月	木
	下泉区 上泉第2分区 滝ヶ沢自治会 もみの木台自治会 永吉区	9	火・木・土	木	木	月	木
	三箇区 鹿島区 三箇引地自治会	8	火・木・土	水	水	土	水
	高谷区 川原井区 林区 明光台自治会	11	火・木・土	土	土	水	土
	岩井区	6	火・木・土	月	月	木	月
中川 ・富岡 地区	成蔵区 野添区 三谷区	1	月・水・金	月	月	木	月
	百目木区 小路第1区 上宿区 中下区 中川団地自治会 山中区 堂谷区 小路団地	2	月・水・金	火	火	金	火
	小路第2区	7	火・木・土	火	火	金	火
	大鳥居区 下根岸区 阿部区 打越区 打越団地自治会 大竹区 滝の口区 滝のロファミリータウン自治会 吉野田区 岩井作区 玉野区 上宮田区 下宮田自治会	5	月・水・金	金	金	火	金

※収集地区番号…ごみカレンダーの分類番号



## イ ごみの分別及び出し方

### (ア) 燃せるごみ

燃せるごみは、袖ヶ浦市指定ごみ袋「燃せるごみ専用(黄色の袋)」に入れて、集積場所に排出します。

#### a 燃せるごみの種類

紙くず、繊維類、プラスチック類、ビニール類、ゴム類、皮革類、台所ごみ、草葉類、光学ディスク、内側がアルミの紙パック

#### b 袖ヶ浦市指定ごみ袋「燃せるごみ専用」の種類及び手数料

容量 20 リットル 1 枚あたり 11 円

容量 30 リットル 1 枚あたり 13 円

容量 40 リットル 1 枚あたり 16 円 (令和 4 年 3 月現在)

### (イ) 燃せないごみ

燃せないごみは、袖ヶ浦市指定ごみ袋「燃せないごみ専用(透明の袋)」に入れて、集積場所に排出します。

#### a 燃せないごみの種類

金属類、せともの・陶器類、刃物類、ガラス・鏡類、指定袋に入る電気機器

#### b 袖ヶ浦市指定ごみ袋「燃せないごみ専用」の種類及び手数料

容量 20 リットル 1 枚あたり 11 円

容量 30 リットル 1 枚あたり 13 円

容量 40 リットル 1 枚あたり 16 円 (令和 4 年 3 月現在)

### (ウ) 有害ごみ

有害ごみは種類ごとに透明または半透明の袋に入れ、集積場所に排出します。

#### a 有害ごみの種類

エアゾール缶(スプレー缶)・カセットボンベ、乾電池類(アルカリ乾電池・マンガン乾電池・リチウム電池・コイン型リチウム電池)、ライター、蛍光灯・蛍光管・電球・豆電球・グローランプ、水銀を使用しているもの(温度計・体温計・血圧計など)、磁気テープ類(カセットテープ・ビデオテープなど)

(エ) 粗大ごみ

a 粗大ごみの定義

袖ヶ浦市指定ごみ袋（容量 40 リットル）に入らない大きさで、市で処理可能なごみが粗大ごみです。

b 粗大ごみの種類

家具類（椅子・机・書棚・タンス・テレビ台・ソファ・こたつなど）、寝具・敷物類（ベッド・マットレス・カーペット・布団・電気毛布など）、生活用品類（衣装ケース・ベビーカー・ストーブ・台車・車いす・スーツケースなど）、電気製品類（オーブンレンジ・扇風機・掃除機・ミシンなど）、趣味・遊具類（ゴルフバッグ・水槽・自転車・テント・望遠鏡など）、長尺類（枝木・スキー板・ほうき・ゴルフクラブ・物干し竿・傘など）

c 粗大ごみ戸別収集

粗大ごみの戸別収集を希望する場合は、あらかじめ袖ヶ浦クリーンセンターへ電話で申し込み、市の指示に従い粗大ごみ処理券を購入し、粗大ごみに処理券を貼付し、収集日の朝 8 時までに引き取り場所に排出します。

(a) 粗大ごみ処理手数料

粗大ごみ 1 点につき 500 円または 1,000 円（令和 4 年 3 月現在）

(b) 粗大ごみ処理券

1 枚あたり 500 円（処理手数料 1,000 円の場合は 2 枚貼付）

d 粗大ごみの自己搬入

粗大ごみを袖ヶ浦クリーンセンターに自己搬入する場合は、あらかじめ袖ヶ浦クリーンセンターへ電話で申し込み、市の指示に従い搬入します。

なお、自己搬入できる日は、月曜日から土曜日（祝日及び年始を除く）の午前 9 時から 11 時 30 分及び午後 1 時から 4 時とします。

(a) 粗大ごみ処理手数料

10kg あたり 100 円（令和 4 年 3 月現在）

(b) 処理手数料の支払い方法

搬入時に袖ヶ浦クリーンセンター窓口にて現金払いとします。

### (3) 資源物の収集運搬計画

#### ア 収集運搬の方法

排出者は、「ごみと資源物ガイドブック」に従い、家庭から出る資源物は分別して再生利用を図るものとし、資源物を集積場所に収集日の朝8時までに排出することとしています。集積場所に排出された資源物は、市が委託した業者が定期的に収集し、中間処理施設へ搬入します。

ただし、資源回収自治会事業を実施している地区については、資源回収自治会事業で定めた集積場所に排出するものとします。

#### イ 資源物の分別及び出し方

##### (ア) ガラスびん

内容物が残らないよう水でゆすいであらため、透明または半透明の袋に入れて集積場所に排出します。

##### (イ) 空き缶類

内容物が残らないよう水でゆすいであらため、透明または半透明の袋に入れて集積場所へ排出します。

##### (ウ) ペットボトル

キャップとラベルを外し、内容物が残らないよう水でゆすいであらため、横方向につぶしてから、透明または半透明の袋に入れて集積場所へ排出します。

##### (エ) 古布類

洗濯して乾かし、たたんでビニール紐などで縛るか、透明または半透明の袋に入れて集積場所へ排出します。ただし、収集日が雨や雪の予報のときは排出しないものとし、汚れ・ごみ・異物がついている等リサイクルできない古布類は、別途適正に処分するものとします。

##### (オ) 古紙

新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック、雑がみ（ミックスペーパー）に分別し、それぞれまとめてビニール紐などで縛って集積場所へ排出します。ただし、収集日が雨や雪の予報のときは排出しないものとするとともに、記載された個人情報等は配慮できないため、排出時は十分注意するものとします。

(カ) 使用済小型家電

対象とする使用済小型家電

No.	品 目 名
1	携帯電話端末・PHS端末、パソコン（モニター含む） ※タブレット型情報通信端末を含む 【袖ヶ浦クリーンセンター持ち込み又はイベント回収に限りします。】
2	電話機、ファクシミリ
3	ラジオ
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ
5	映像用機器 ：携帯用液晶テレビ、DVDプレーヤ/レコーダ、ハードディスクレコーダ、ブルーレイディスクプレーヤ/レコーダ、ビデオテープレコーダ、チューナ、セットトップボックス
6	音響機器（携帯型） ：デジタルオーディオプレーヤ（CD/MD/DAT/ハードディスク/フラッシュメモリ）、 テープレコーダ（テープデッキ除く）、ヘッドホン・イヤホン、ICレコーダ、補聴器
7	補助記憶装置 ：ハードディスク、USBメモリ、メモリメディア、パソコン周辺機器 【袖ヶ浦クリーンセンター持ち込み又はイベント回収に限りします。】
8	電子書籍端末
9	電子辞書、電卓
10	理容用機器 ：ヘアドライヤー、ヘアーアイロン、電気バリカン、電気かみそり、電気かみそり洗浄器、 電動歯ブラシ
11	ゲーム機 ：据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ミニ電子ゲーム、ハイテクトレンドトイ（ロボットなど 電子系玩具）
12	カー用品 ：カーナビ、車載用液晶テレビ、カーチューナ、カーオーディオ（ラジオ・カセット・DVD・ CD・MDデッキ、アンプ）カースピーカ、ETC車載ユニット、VICISユニット
13	これらの付属品：リモコン、ACアダプタ、ケーブル、充電器等

排出方法

- a ごみ指定袋（燃せないごみ専用）に入れて、ごみステーションに排出する。  
※携帯電話端末・PHS端末、パソコン、補助記憶装置を除く。
- b 袖ヶ浦クリーンセンターに自己搬入する。
- c 市役所・平川公民館・長浦公民館・根形公民館・平岡公民館に設置されている専用の回収ボックスに持ち込む。
- d 市のイベント等で設置する専用の回収ボックスに持ち込む。

## (4) 排出禁止物

### ア 排出禁止物の概要

家庭から排出される一般廃棄物であっても、次に掲げるものは、集積場所及び袖ヶ浦クリーンセンターに排出できないものとして条例に規定しています。

- 有害性物質を含むもの
- 著しく悪臭を発するもの
- 危険性のあるもの
- 容積又は重量の著しく大きいもの
- 前各号に定めるもののほか、市が行う処理に著しい支障を及ぼすもの

### イ 排出禁止物の例

#### (ア) 指定のリサイクル方法により処分するごみ

- 家電リサイクル対象品（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）
- 自動車（部品を含む）
- オートバイ関係（部品を含む）
- 消火器
- 小型充電式電池
- ボタン電池

#### (イ) 有害・有毒性のごみ、危険性のあるごみ

- 薬品など
- 在宅医療用器具
- 引火の危険性があるもの

#### (ウ) 市の施設で処理できないごみ

- 液体状のもの
- 粉状のもの
- 木の根、大型の木の幹・枝
- 石・砂・コンクリートなど
- 大型・堅牢な金属類・機械類
- その他

#### (エ) 引越や大掃除、庭木の剪定などの際、一時的に出る多量のごみ

（ただし、袖ヶ浦クリーンセンターへの持ち込みは可）

## (5) 事業系ごみの収集運搬計画

### ア 収集運搬の概要

事業活動に伴い発生する一般廃棄物は自己処理を原則としますが、市がやむを得ない事情があると認め、かつ処分が可能な範囲内において、自己搬入又は一般廃棄物収集運搬業許可業者による収集運搬により、袖ヶ浦クリーンセンターへ搬入するものとします。

### イ 収集運搬の方法

事業系一般廃棄物の収集運搬は、一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理を委託するか、排出事業者が袖ヶ浦クリーンセンターに自己搬入するものとします。

この場合、排出事業者は、古紙・空き缶など資源物は、分別して資源化を図らなければならない。また、再資源化・再生利用等に取り組んでいる品目は適切にリサイクルし、循環型社会の形成に協力するものとします。

#### (ア) 一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理委託

事業者は、排出する事業系一般廃棄物の種類と量を確認し、一般廃棄物収集運搬処理業者と収集頻度・方法・料金を相談のうえ委託契約を締結し、許可業者により発生した事業系一般廃棄物の収集運搬を行います。

なお、1日平均10キログラム以上排出する者は、あらかじめ市に「事業系一般廃棄物収集運搬処理委託届出書」を提出するものとします。

#### (イ) 袖ヶ浦クリーンセンターに自己搬入

事業者は、排出する事業系一般廃棄物の種類と量を確認し、袖ヶ浦クリーンセンターと搬入の協議を行い、搬入開始1週間前までに「廃棄物搬入届出書」を市に提出のうえ、発生した事業系一般廃棄物を自己搬入します。

なお、自己搬入できる日は、月曜日から金曜日（祝日及び年末年始を除く）の午前9時から11時30分及び午後1時から4時とします。

### ウ 事業系廃棄物処理手数料

10キログラムあたり150円（令和4年3月現在）

## (6) 動物の死体の収集運搬計画

### ア 収集運搬の概要

犬・ねこ等の死体の処理は、飼い主が自らの責任で行うことを原則とし、自ら処理できないときは、袖ヶ浦クリーンセンターに搬入します。

また、路上等に放置された動物の死体は、市の委託業者が袖ヶ浦クリーンセンターまで収集運搬します。

### イ 処理手数料

犬・ねこ等の死体1個あたり1,000円（令和4年3月現在）

## (7) 市が認めた産業廃棄物の収集運搬計画

### ア 収集運搬の概要

市が処分することができる産業廃棄物は、農業用ビニール（マルチ）とします。

ただし、排出者は、決められた出し方により、袖ヶ浦クリーンセンターへ自己搬入する必要があります。

### イ 処理手数料

10キログラムあたり160円（令和4年3月現在）

## (8) 一般廃棄物収集運搬業許可（ごみ）

### ア 許可方針

ごみ排出量の見込みを勘案すると、既存の許可業者等により適正な収集運搬が確保されることから、現在は新規の収集運搬業は許可していません。

ただし、一般廃棄物の広域的な処理、リサイクルの促進、ごみの減量化の観点から必要と認める場合は、この限りでないものとします。

### イ 一般廃棄物収集運搬業許可業者（ごみ）：令和4年2月現在

許可番号	取扱廃棄物の種類	許可業者等名	所在地	備考
2号の1	ごみ	袖ヶ浦企業株式会社	袖ヶ浦市奈良輪 789	
2号の2	ごみ、特定家庭用機器	芝崎商事株式会社	袖ヶ浦市横田 1866	
2号の3	ごみ	傷友環境有限公司	袖ヶ浦市岩井 634	
2号の4	ごみ	株式会社海星興業	袖ヶ浦市久保田 1丁目 5-2	
2号の5	ごみ	富士臨海株式会社	袖ヶ浦市北袖 1	特定事業所限定
2号の6	ごみ	一宮運輸株式会社関東支社	市原市姉崎海岸 126	特定事業所限定
2号の7	ごみ、特定家庭用機器	有限会社大昌	袖ヶ浦市蔵波台 1丁目 4-18	
2号の8	ごみ、特定家庭用機器	袖ヶ浦興産株式会社	袖ヶ浦市蔵波 26-2	し尿等同時許可
2号の9	ごみ	三鬼産業株式会社	市原市姉崎 775-1	事業所限定
2号の10	ごみ	みどり産業株式会社	市原市五井 9093-3	事業所限定
2号の11	ごみ、特定家庭用機器	有限会社広域処理	袖ヶ浦市大曾根 1611	特定事業所限定
2号の16	ごみ（貝がら）	株式会社東亜環境コーポレーション	神奈川県海老名市杉久保南 5丁目 16番 12号	特定事業所限定
2号の17	ごみ（木くず）	株式会社北総フォレスト	印西市岩戸 3298-1	特定事業所限定
2号の18	ごみ（貝がら）	有限会社木更津清掃社	木更津市中野 143	特定事業所限定
3号の1	ごみ	匠、開発株式会社	袖ヶ浦市飯富 1081	
3号の2	ごみ	株式会社丸幸	鎌ヶ谷市鎌ヶ谷 8丁目 1-33	事業所限定



## 4 中間処理計画

### (1) 中間処理の概要

袖ヶ浦クリーンセンターに搬入される燃せないごみ及び粗大ごみについては、粗大ごみ処理施設で破碎選別処理し、金属類等の資源化を図るとともに、有害ごみ及び資源物については選別・保管により適正処理及び資源化を図ります。

また、平成18年4月から、資源物及び使用済乾電池等民間へ処理を委託する一部の廃棄物を除き、ごみの全量を君津地域広域廃棄物処理施設（かずさクリーンシステム。以下「KCS」という。）に中間処理委託しており、KCSにおいて適正処理及び再資源化処理（溶融スラグ・メタルの資源化）を行います。

### (2) 中間処理の方法

#### ア 袖ヶ浦クリーンセンターにおける中間処理

※ 処理主体は、すべて市（委託）

廃棄物の種類		処理区分	処理方法等
燃せるごみ		一時保管・ 積み替え	中継施設にて集約、破碎残渣等と攪拌し、KCS 排出用車両へ積み替えてKCSへ排出します。
燃せない ごみ	破碎前金属	資源化	手選別し、貯留スペースで保管後、資源回収事業 者へ引き渡します。
	破碎不適物 (金属類)	資源化	破碎処理前に手選別し、貯留スペースで保管後、 資源回収事業者へ引き渡します。
	その他	破碎処理	破碎処理後、磁選された磁性物は磁性物貯留ピ ットで保管後、資源回収事業者へ引き渡します。 破碎残渣は、中継施設にて集約、燃せるごみと攪 拌し、KCS運搬車両へ積み替えてKCSへ排 出します。
有害ごみ	水銀使用物	個別処理	手選別し、ドラム缶にて保管後、専門業者に処理 を委託します。
	蛍光灯	個別処理	手選別し、蛍光灯破碎機で減容後、ドラム缶にて 保管。専門業者に処理を委託します。
	エアゾール缶 ・ライター	個別処理	手選別し、内容物確認後、KCS運搬車両へ積み 替えてKCSへ排出します。

	その他	破砕処理	内容物を確認後、破砕処理のうえ、磁選された磁性物は磁性物貯留ピットで保管後、資源回収事業者へ引き渡し、破砕残渣は、中継施設に集約し、燃せるごみと攪拌し、KCS運搬車両へ積み替えてKCSへ排出します。
粗大ごみ	畳・布団・マットレス	一時保管・積み替え	袖ヶ浦クリーンセンター内に一時保管後、KCS運搬車両へ積み替えてKCSへ排出します。
	枝草類	資源化	貯留スペースで保管後、資源化処理業者へ引き渡します。
	破砕前金属	資源化	手選別し、貯留スペースで保管後、資源回収事業者へ引き渡します。
	破砕不適物(金属類)	個別処理	破砕処理前に手選別し、貯留スペースで保管後、資源回収事業者へ引き渡します。
	その他	破砕処理	破砕処理後、磁選された磁性物は磁性物貯留ピットで保管後、資源回収事業者へ引き渡します。破砕残渣は、中継施設に集約し、燃せるごみと攪拌し、KCS運搬車両へ積み替えてKCSへ排出します。
ガラスびん		資源化	無色・茶色・その他に手選別し、個別の貯留ピットで保管後、ガラスカレットとして公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引き渡します。
空き缶類		資源化	磁選器及び手選別によりスチール缶とアルミ缶に選別し、個別の貯留ピットに保管後、資源回収事業者へ引き渡します。
ペットボトル		資源化	ペットボトル圧縮機により圧縮・梱包し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会又は資源回収事業者へ引き渡します。
古布類		資源化	内容確認後、貯留スペースで保管し、資源回収事業者へ引き渡します。
古紙		資源化	新聞、雑誌、段ボールに手選別し、個別の貯留スペースで保管後、資源回収事業者へ引き渡します。

使用済小型家電	資源化	手選別し、貯留スペースで保管後、認定事業者へ引き渡します。
動物の死体	一時保管・ 積み替え	内容確認後、冷凍庫に一時保管し、定期的に委託業者がKCSに運搬します。

#### イ KCSにおける中間処理

廃棄物の種類	処理区分	処理方法等
袖ヶ浦クリーンセンターより排出された廃棄物	熔融処理 (委託)	高温熔融処理により、スラグ・メタルに再生し、資源回収業者に引き渡します。 また、処理過程で発生する熔融飛灰は最終処分場へ排出します。

#### ウ その他廃棄物の中間処理方法

火災廃材、不法投棄回収物、災害廃棄物等については、発生の状況に応じて適正に処理します。

#### エ 次期広域廃棄物処理施設の整備

現行のKCSの稼働期間は令和8年(2026年)度末までであることから、令和9年(2027年)4月からの新施設の稼働に向け、第2期君津地域広域廃棄物処理事業として、安房地域2市1町を加えた6市1町で構成する協議会により、事務を共同で執行しています。

令和2年(2020年)9月29日に株式会社上総安房クリーンシステムと事業契約を締結したことにより、建設地が富津市になったことから、令和3年(2021年)4月から協議会事務所を富津市に移転し、環境影響評価等、施設の建設、稼働に向けて、引き続き事務を執行します。

### (3) 中間処理施設の概要

#### ア 袖ヶ浦クリーンセンター

##### (ア) ごみ焼却施設

※平成18年(2006年)3月末にて焼却処理を休止、現在は中継施設として利用

施設名	袖ヶ浦クリーンセンター ごみ処理施設
所在地	袖ヶ浦市長浦 580-5
処理方式	流動床・全連続燃焼式
焼却能力	120 トン/日
稼働年月日	平成元年(1989年)4月1日
管理主体	市(委託)

##### (イ) 粗大ごみ処理施設

施設名	袖ヶ浦クリーンセンター 粗大ごみ処理施設
所在地	袖ヶ浦市長浦 580-249
処理方式・内容	二軸剪断式破砕機・回転式破砕機による破砕、 磁選機等による分別、手選別ラインによる分別
処理能力	16 トン/日 (資源物:7.5 トン/日、粗大ごみ等:8.5 トン/日)
稼働年月日	平成元年(1989年)4月1日
管理主体	市(委託)

#### イ KCS

施設名	君津地域広域廃棄物処理施設
所在地	木更津市新港 17-2
処理方式	シャフト炉式ガス化溶融・全連続燃焼式
処理規模	450 トン/日 ・第1工場 100 トン/日×2 炉 ・第2工場 125 トン/日×2 炉
稼働年月日	第1工場 平成14年(2002年)4月1日 第2工場 平成18年(2006年)4月1日
管理主体	株式会社かずさクリーンシステム
令和4年度委託内容	ごみ処理:18,650 トン/年(予定) 生活排水処理(汚泥): 234 トン/年(予定)

#### (4) 一般廃棄物処分業許可

##### ア 許可方針

現行の処理体制を基本とするため、現在は新規の一般廃棄物処分業は許可していません。

ただし、ごみの減量化・資源化を目的とし、袖ヶ浦クリーンセンターでの処理が困難な廃棄物を処理する場合は、この限りでないものとします。

##### イ 一般廃棄物処分業許可業者等

許可番号	取扱廃棄物の種類	許可業者等名	所在地	処分方法	備考
2号の24	ごみ・ 貝がら	千葉ゼネラルサービス 株式会社	袖ヶ浦市北袖 9-1	焼却処理	特定事業所 限定
2号の25	食品残渣・ し尿汚泥	袖ヶ浦市資源循環型 畜産共同利用組合	袖ヶ浦市蔵波 3065-4	堆肥施設	特定事業所 限定
2号の26	ごみ・ し尿、浄化槽汚泥・ 焼却灰・ばいじん・ 感染性一般廃棄物・ 動植物性残渣 (貝がら)	エコシステム千葉 株式会社	袖ヶ浦市長浦 1-51	焼却処理	
2号の27	木くず等(木・竹・ 草・枝根)	株式会社君津興業	袖ヶ浦市林 246, 247、 248, 249、250 番地	破碎処理	

## 5 最終処分計画

### (1) 最終処分の概要

KCSでの中間処理により発生する溶融飛灰（本市分）については、民間最終処分場にて埋立処分します。

市が保有する最終処分場は、周辺環境に配慮して適正に維持管理します。

### (2) 市が委託する最終処分

#### ア 溶融飛灰

##### (ア) グリーンフィル小坂

事業所名	グリーンフィル小坂株式会社
処理施設の所在地	秋田県鹿角郡小坂町小坂鉦山字杉沢 96-29
処分場の種類	管理型最終処分場
処理能力	埋立面積： 91,400 平方メートル 埋立容量：2,700,000 立方メートル 残余容量：1,244,206 立方メートル ※令和3年（2021年）3月31日測定
令和4年度委託内容	種 類：ばいじん 数 量：404 トン/年（予定） 処分方法：埋立処分

##### (イ) エコス米沢

事業所名	株式会社エコス米沢
処理施設の所在地	山形県米沢市大字築沢 7028-1
処分場の種類	管理型最終処分場
処理能力	埋立面積： 31,600 平方メートル 埋立容量：245,000 立方メートル 残余容量：173,231 立方メートル ※令和3年（2021年）4月15日測定
令和4年度委託内容	種 類：ばいじん 数 量：289 トン/年（予定） 処分方法：埋立処分

### (3) 最終処分場の概要

#### ア 久保田最終処分場

施設名	久保田最終処分場
所在地	袖ヶ浦市久保田 1489
埋立方法	サンドイッチ埋立工法
敷地面積	13,908 平方メートル
埋立地面積	7,809 平方メートル
埋立容量	38,400 立方メートル
埋立残余容量	—
埋立開始年月	昭和46年(1971年)7月
埋立終了年月	平成10年(1998年)1月 平成15年(2003年)3月埋立処分終了報告(届出対象外)
閉鎖年月	平成31年(2019年)3月
埋立対象廃棄物	可燃ごみ、不燃ごみ、破碎ごみ、焼却残渣(燃え殻)
浸出液の処理方法	浸出液処理設備による処理
処理水の放流先	久保田川～東京湾
管理主体	市(委託)

#### イ 袖ヶ浦クリーンセンター 一般廃棄物最終処分場

施設名	袖ヶ浦クリーンセンター 一般廃棄物最終処分場
所在地	袖ヶ浦市長浦 580-250
埋立方法	サンドイッチ方式による準好気性埋立
敷地面積	12,288 平方メートル
埋立地面積	6,010 平方メートル
埋立容量	22,500 立方メートル
埋立残余容量	34 立方メートル ※令和4年(2022年)2月21日測定
埋立開始年月	平成元年(1989年)4月
埋立終了年月	未定
埋立対象廃棄物	不燃ごみ、資源ごみ、焼却残渣(燃え殻) ※現在は、し尿沈砂のみ埋立
浸出液の処理方法	浸出液処理施設にて、生物処理+物理化学処理(高度処理)
処理水の放流先	東京湾
管理主体	市(委託)

### 第3 生活排水処理実施計画

#### 1 抑制・処理促進計画

##### (1) 環境教育、啓発活動

- ・ 生活排水が水環境に与える影響について、学校や地域社会において広報活動を行うなど、環境教育に積極的に取り組みます。
- ・ 廃食用油が直接排水されないよう、資源回収自治会事業において廃食用油の回収を実施し、資源として有効活用を図ります。
- ・ 洗剤の適正利用について、パンフレットを配布し、啓発を行います。

##### (2) 合併処理浄化槽への転換促進

- ・ 合併処理浄化槽補助金制度について、広報やホームページにおいて周知を図ります。
- ・ 浄化槽法に基づく保守点検、清掃及び水質検査の必要性を啓発します。

#### 2 収集運搬計画

##### (1) 収集運搬する一般廃棄物の区分等

区分	収集頻度	収集運搬主体	計画収集量
し尿（仮設トイレ等含む）	申し込みの都度	許可業者	1,770 k1/年
浄化槽汚泥	申し込みの都度	許可業者	10,159 k1/年
合計			11,929 k1/年

※1日あたり搬入できる浄化槽汚泥の量は30 k1以内（最大50k1）とします。

##### (2) 収集運搬の方法

- ・ 公共下水道供用開始区域内の一般家庭及び事業所等は、し尿及び生活雑排水を公共下水道に接続し排水するものとします。
- ・ 農業集落排水供用開始区域内の一般家庭及び事業所等は、し尿及び生活雑排水を農業集落排水に接続し排水するものとします。
- ・ 一般家庭及び事業所等の汲み取り便所から排出されるし尿は、市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に収集を依頼し、袖ヶ浦クリーンセンターに搬入します。



- ・ 仮設トイレ等の設置者は、仮設トイレ等のし尿を、市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に収集を依頼し、袖ヶ浦クリーンセンターに搬入します。
- ・ 浄化槽管理者は、定期的に浄化槽の保守点検及び清掃を実施しなければなりません。保守点検は、千葉県知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者に委託して実施し、清掃については、市長が許可した浄化槽清掃業者に依頼するものとします。
- ・ 浄化槽管理者は、浄化槽汚泥を市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者に収集を依頼し、袖ヶ浦クリーンセンターに搬入します。

### (3) 一般廃棄物収集運搬業許可（し尿・浄化槽汚泥）

#### ア 許可方針

し尿及び浄化槽汚泥排出量の見込みを勘案した場合、既存の許可業者等により適正な収集運搬が確保されるため、現在は新規の収集運搬業は許可していません。

#### イ 一般廃棄物収集運搬許可業者（し尿及び浄化槽汚泥）

許可番号	取扱廃棄物の種類	許可業者等名	所在地	備考
2号の8	し尿、浄化槽汚泥	袖ヶ浦興産株式会社	袖ヶ浦市蔵波 26-2	ごみと同時許可
2号の12	し尿、浄化槽汚泥	株式会社君津清掃設備工業	袖ヶ浦市横田 3954	
2号の13	し尿、浄化槽汚泥	株式会社市原防疫	市原市姉崎 854	
2号の14	し尿、浄化槽汚泥	株式会社KOUZUKI	木更津市万石 580-1	
2号の15	し尿、浄化槽汚泥	株式会社ホワイト	木更津市新田 3丁目 5-15	

## 3 中間処理計画

### (1) 中間処理の方法

し尿及び浄化槽汚泥は、市のし尿等積み替え施設にてきょう雑物除去等前処理し、希釈処理を行い、袖ヶ浦市下水道終末処理場にて処理を行います。

きょう雑物及び脱水汚泥は、定期的に委託業者によりKCSへ排出し、ごみ処理と併せて再資源化処理（熔融スラグ化）を行います。

なお、発生した沈砂等については、袖ヶ浦クリーンセンター一般廃棄物最終処分場に搬入します。

## (2) 施設の概要

### ア 袖ヶ浦クリーンセンターし尿等積み替え施設

施設名	袖ヶ浦クリーンセンター し尿等積み替え施設
所在地	袖ヶ浦市中袖 4-6
処理方式・内容	受入貯留施設にて前処理を行い、袖ヶ浦市下水道終末処理場にて処理を行う
処理能力	50 kl/日 (し尿：20 kl/日、浄化槽汚泥：30 kl/日)
稼働年月日	平成14年(2002年)4月1日 ※し尿処理施設として平成4年(1992年)3月竣工
管理主体	市(委託)

### イ KCS [ごみ処理実施計画に記載のとおり]

## 4 最終処分計画

### (1) 最終処分の概要

きょう雑物及び脱水汚泥の中間処理(KCS)により発生する溶融飛灰(本市分)について、民間最終処分場にて埋立処分を行います。

し尿等積み替え施設から発生する沈砂等については、袖ヶ浦クリーンセンター一般廃棄物最終処分場にて埋立処分します。

### (2) 市が委託する最終処分

溶融飛灰 [P.26に記載のとおり]

### (3) 市が行う最終処分

処分先施設名	袖ヶ浦クリーンセンター 一般廃棄物最終処分場
所在地	袖ヶ浦市長浦 580-250
令和4年度処分内容	種類：汚泥(し尿沈砂) 数量：2トン/年(予定) 処分方法：埋立処分

### (4) 最終処分場の概要

袖ヶ浦クリーンセンター 一般廃棄物最終処分場 [P.27に記載のとおり]

令和4年度（2022年度）  
袖ヶ浦市一般廃棄物処理実施計画  
〔ごみ処理実施計画〕  
〔生活排水処理実施計画〕

令和4年3月  
袖ヶ浦市